

静岡市

市営住宅だより

春号

編集・発行
〒420-8602
葵区追手町5-1

公益財団法人
静岡市まちづくり公社
住宅管理課
：221-1253(静岡)
354-2238(清水)
<http://s-jutaku.com>



まちづくり公社 になりました

静岡市の市営住宅の指定管理者である財団法人静岡市振興公社は、平成24年4月1日より、公益財団法人静岡市まちづくり公社に名称を変更いたしました。この名称変更は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいています。従来、振興公社は市営住宅をはじめ、アウトソーシングスタジアム日本平、ナショナルトレーニングセンターJ・STEP、ふれあい健康増進館ゆらら、静岡ヘリポートなど静岡市の多くの公共施設の指定管理者として市のまちづくりに寄与してきたことから、このたび「まちづくり公社」

として生まれ変わるようになりました。なお、名称は変わりましたが、市営住宅管理の業務内容に変更はありません。

収入申告の提出 について

平成24年の収入申告の締め切りは3月末でしたが、未提出の方がいらっしやいますので、早めのご提出をお願いいたします。収入申告書を提出しない場合、近隣の民間賃貸住宅と同様の高い家賃となってしまうと、また、収入申告書のチェック作業は例年夏ごろからになりますので不明な点がある場合は、その頃にお問い合わせがあるかも知れません。ご協力をお願いいたします。

異動等手続きについて
収入申告に家族の増減を手書きで書き加える方がいらっしやいますが、次のような方は、戸籍住民課への届け出とは別に公社窓口にも異動や返還の届け出をする必要があります。

- ・同居者が増えた
- ・同居者が減った
- ・住宅から退去する

家族の増減により家賃に影響することがあります。また、名義人が亡くなるなどした場合には、入居承継により新たな名義人との契約をし直す必要があります。

家賃の見直しについて

定年退職された方や退職後に半年以上就業されていない方は窓口にて収入認定意見書を提出する事により、家賃が下がる場合があります(既に最低家賃の方などは下がりません)。詳しくは個別にお問い合わせください。

家賃の納付書について

例年、春と秋によくある問い合わせの一つが家賃の納付書についてです。納付書は半年分をまとめて、4月と10月のなかば以降に郵送しております。平成24年度上半期の納付書は、4月20日(金曜日)発送予定で現在作業をしております。22日(日曜日)までにはお手元に届くと思われまので、もししばらくお待ちください。また、納付書を紛失された方は、221-1128(9(収納担当)までお問い合わせください。

部屋を長期間留守にする時には、再発行いたします。問い合わせください。

入院や旅行などで市営住宅を15日以上留守にする場合は、まちづくり公社の窓口にも入居届を提出する事が条例で定められています。また、長期間部屋を留守にする場合は、施錠の確認はもちろん、近所の方が心配しないようにその旨を伝えましょう。

にたまっているなど不審な点を見かけた場合、まちづくり公社まで一報ください。

ペットの飼育や餌づけは厳禁

市営住宅では犬や猫、鳥などの飼育や餌づけは禁止されています。飼っている本人に癒しであつても、ペットの臭いや鳴き声を迷惑に感じる人もいます。うし、建物の傷みも早く進行します。近隣トラブルの一因となり、多くの不利益を受ける可能性もありますので十分ご留意ください。



避難路の確保を しましょう

団地のベランダや通

路は、いざという時の避難通路であり、入居者の皆さんの共有物です。地震や火災などのいざという時、そこに荷物や自転車などが置かれていたら、避難するのはもちろん、救助する事も困難になってしまいます。

生活音に気をつけ ましょう

生活音は、想像以上に上下階や両隣に非常に響きます。職業などにより生活サイクルは人それぞれですが、常識の範囲として特に深夜や早朝等は大きな音を出さない配慮をお願いします。

